

4. 軽自動車税

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)の所有者に対して課税されます。

軽自動車税を納める方(納税義務者)

毎年4月1日現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者です。なお、割賦(所有権留付)販売がなされている場合は、買主が所有者とみなされます。

注 軽自動車等を廃車・譲渡したときは届け出が必要です。届け出がないと従来の所有者に課税されることになります。
また、市外に転出されるときなどにも届け出が必要です。

税率

原動機付自転車等		税率(税額)
原動機付自転車 (原付バイク)	イ 総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの (屋根付三輪 ^{※1} および特定小型原動機付自転車 ^{※2} を含み、ハ及びホを除く)	2,000円
	ロ 二輪で、総排気量50ccを超え、90cc以下のもの(ハを除く) または定格出力0.6kwを超え、0.8kw以下のもの	2,000円
	ハ 二輪で、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下のもの	2,000円
	ニ 二輪で、総排気量90ccを超え、125cc以下のもの(ハを除く) または定格出力0.8kwを超え、1.0kw以下のもの	2,400円
	ホ 三輪以上で、総排気量20ccを超え、50cc以下のもの(ミニカー ^{※3}) または定格出力0.25kwを超え、0.6kw以下のもの	3,700円
二輪の軽自動車	総排気量125ccを超え、250cc以下のもの (ボートトレーラー等の被けん引車 ^{※4} を含む)	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

※1 「屋根付三輪」は、三輪の原動機付自転車で、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5m以下のものをいいます。

※2 「特定小型原動機付自転車」は、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下の全てに該当するものをいいます。

①原動機の定格出力が0.6kw以下であること

②長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること

③最高速度が20km毎時以下であること

※3 「ミニカー」は、三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるものまたは輪距が0.5mを超えるものをいいます。

なお、三輪以上の原動機付自転車で、上記※2の①～③の要件に該当するものは、「特定小型原動機付自転車」に区分されます。

※4 「ボートトレーラー等の被けん引車」は、長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下のものをいいます。

三輪以上の軽自動車			税率(税額)			
			旧税率	標準税率	重課税率 ^{※4} (経年車重課)	軽課税率 (グリーン化特例)
			平成27年3月31日 以前に最初の 新規検査を受けた車両 (経年車重課適用の 車両を除く。)	平成27年4月1日 以降に最初の 新規検査を受けた車両 (グリーン化特例適用の 車両を除く。)	最初の新規検査から 13年を経過した車両 (電気・天然ガス・メタノール・ 混合メタノール・ハイブリッド の軽自動車や被けん引車 は、重課税率の対象外です。)	一定の基準に 該当する車両は 令和8年度の 税率が軽減されます。
三輪(660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円	下表を ご覧ください。
四輪以上 (660cc以下 のもの)	乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
	貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	

※4 令和8年度に重課税率となるのは、初度検査年月が「平成25年3月」以前の車両です。

軽課税率(グリーン化特例)

一定の基準に該当する車両は、新規検査を受けた年度の翌年度課税分に限り、下表のとおり軽課税率が適用されます。

軽自動車の種別			軽課税率(年額)	
			令和10年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ^{※5} (概ね75%軽減)	令和8年3月31日までに 最初の新規検査を受けた ガソリン車・ハイブリッド車 ^{※6} (概ね50%軽減)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	
	貨物用	営業用	1,000円	
		自家用	1,300円	

※5 天然ガス軽自動車は平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

※6 **乗用営業用**

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
- 令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

申告

軽自動車等の所有者となった場合は15日以内に、市外へ転出したり、軽自動車等を廃車や譲渡（売却を含む。）などした場合は30日以内に、下記の場所で申告手続きをしてください。

車 種	申 告 場 所	申 告 の 内 容		必 要 な も の
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課 軽自動車税係 (博多区役所9階)	登 録	購 入	販売店の証明（販売証明）
			転 入	《前住所地で廃車の手続きが済んでいる場合》 廃車証明書又は車台番号が確認できるもの (自賠責保険証など) 《前住所地で廃車の手続きが済んでいない場合》 ナンバープレート・車台番号が確認できるもの (自賠責保険証など)
		名義変更 (譲 渡)		譲渡証明書・車台番号が確認できるもの(自賠責保険証 など)・ナンバープレート(他市町村ナンバーの所有者から 名義変更する場合)
		廃車(転出)		ナンバープレート・理由書(ナンバープレートを返納でき ない場合)
		排気量の変更 (50cc・90ccの 境界をまたぐ)		ナンバープレート・改造証明・宣誓書

- ◆ナンバープレートを取得するための手数料などはかかりません。
- ◆ミニカーを登録する場合は、上記必要なものに加え「側面が開放されていない車室を備えている」または「輪距(左右のタイヤの中心間の距離)が50cmを超えている」ことが分かる写真やカタログ等の提出が必要です。

原動機付自転車、小型特殊自動車の一部手続きについては、窓口に行かなくても、パソコンやスマートフォンで24時間手続きができます。

福岡市 原付バイク オンライン申請

検索

以下の車両は下記の場所で申告手続きをしてください。手続き方法等の詳細につきましては、下記の申告場所へお問い合わせください。

車 種	申 告 場 所	
	軽自動車税の申告	車検(廃車・名義変更・住所変更等)の手続き
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地:福岡市東区みなと香椎4丁目3番16号 TEL:092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 所在地:福岡市東区みなと香椎4丁目3番37号 TEL:050-3816-1750
二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地:福岡市東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL:092-410-8090(福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局 所在地:福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL:050-5540-2078

※軽自動車税に関するお問い合わせ先は、資産課税課軽自動車税係になります。
※県外へ転出された方は、車種および転出先の市区町村によって届出先が異なりますので、転出先の市区町村に届出先をお問い合わせください。

納税の方法

納期月	5月
-----	----

軽自動車税は、資産課税課から送付した納税通知書(納付書)により5月末日(※)までに納めていただくことになります。(※)5月末日が土曜日または休日の場合は翌開庁日。



身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車等については、申請により税が減免される場合があります。ただし、減免を受けることができるのは、1人の身体障がい者等について自動車税および軽自動車税を通じて1台です。したがって、自動車税で減免を受けた方は、軽自動車税では減免を受けることができません。減免の適用については、障がいの種別や等級、車両の所有者、使用状況などの一定の基準があります。
また、障害者総合支援法および児童福祉法に定める一定の施設等が本来の事業の用に使用する軽自動車等や、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方が所有する軽自動車等についても、申請により減免される場合があります。

詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽自動車税 減免

検索

減免申請の一部手続きについては、窓口に行かなくても、パソコンやスマートフォンで24時間手続きができます。

福岡市 軽自動車税 減免オンライン

検索

軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)

三輪以上の軽自動車の新車購入時の軽自動車保有関係手続きおよび二輪の小型自動車の新車新規検査、継続検査がパソコンからオンラインで手続きできます。このサービスにより、車検の申請、各種手数料や国税の納付とあわせて、軽自動車税の電子申告が可能です。

※原動機付自転車、小型特殊自動車は対象外です。

※スマートフォンやタブレットからの申請はできません。

軽自動車の手続きについては

軽自動車OSSのホームページをご覧ください。

軽OSS 申請

検索

お問い合わせ先：軽自動車OSS専用ダイヤル 050-3364-0800

二輪を含む自動車の手続きについては

自動車OSSのホームページをご覧ください。

OSS 申請

検索

お問い合わせ先：ヘルプデスク 050-5540-2000

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両(三輪、四輪の軽自動車および二輪の小型自動車)の納付情報を、軽自動車検査協会・運輸支局等がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

注意事項

- 納付情報が軽JNKSに登録されるまでに相応の日数を要する場合があります。
納付後すぐに継続検査を受ける場合は、金融機関またはコンビニエンスストア等の窓口で納付し、これまでどおり納税証明書を持参してください。
- 以下の場合は、これまでどおり納税証明書の提示が必要となる場合があります。
 - ・4/2以降に中古車を購入した場合
 - ・4/2以降に他の市区町村から引っ越してきた場合
 - ・対象車両に過去の未納がある場合 等